確定申告の外部会場「南の駅やえせ」での受付業務廃止について（お知らせ）

日頃より町行政にご理解とご協力をいただき、深く感謝申し上げます。

毎年、「南の駅やえせ」にて実施しておりました確定申告の受付業務は、令和8年2月より廃止し、「八重瀬町役場本庁舎」へ集約することといたしました。

廃止の理由といたしましては、「南の駅やえせ」では十分な駐車スペースが確保できず、周辺の混雑や違法駐車を誘発し、施設をご利用いただく地域住民の皆様に多大なご迷惑をおかけしておりました。また、確定申告業務で扱う個人情報をより厳重に保護する必要があることから、強固なセキュリティ環境が整備された「八重瀬町役場本庁舎」での受付が適切であると判断いたしました。

これまで「南の駅やえせ」において確定申告受付をご利用いただきました皆様には深く感謝申し上げますとともに、この度の廃止につきましてご理解とご協力をお願い申し上げます。

なお、確定申告期間等の詳細は広報誌やえせ1月号・2月号に掲載いたします。

税務課 住民税班

戸籍の振り仮名制度及び通知について

令和7年5月26日に改正戸籍法が施行され、戸籍の記載事項に氏名の振り仮名が追加されることになりました。八重瀬町に本籍を有する方への通知はがきは7月25日に発送しています。通知はがきに記載されている振り仮名に誤りがないか必ず確認してください。

通知の振り仮名が正しいときは、届出をしなくても通知のとおり戸籍に記載されます。なお、振り仮名の届出に手数料は一切かかりません。また、届出をしなかったとしても、罰則や罰金はありません。振り仮名の届出にあたって法務省や市区町村に金銭を支払うよう要求することはありません。詐欺にご注意ください。

《 お問い合わせ 》
戸籍振り仮名専用コールセンター ☎0570-007-510
八重瀬町役場 住民環境課 ☎098-998-2134

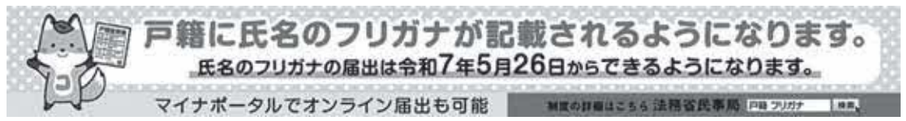

固定資産税（償却資産）の申告について

償却資産の所有者は、毎年1月1日現在の所有状況を、資産の所在する市町村長に申告しなければなりません。

申告対象者
町内に事業用の償却資産を所有している方（個人または法人）

申告する資産
土地及び家屋以外で事業のために使用する機械や設備などの資産

❶所得税および町県民税または法人税の所得計算上、減価償却の対象となる資産
❷耐用年数が1年以上でかつ取得価格が10万円以上の資産（所得税の申告で一括償却する20万円未満の資産は対象外）
❸賃借人（テナント等）の場合、自らが施工した内装、造作、建設設備等の資産
❹事業用に使用できる償却資産（耐用年数の過ぎたもの）、未稼働資産・遊休資産（いつでも稼働できるもの）等

※軽自動車税・自動車税の対象となるものは除きます。
※固定資産税の状況を調査するため、実地調査を行う場合がありますので予めご了承ください。

申告期間
令和8年1月5日（月）～2月2日（月）

申告方法
12月に送付された申告書（送付されていない場合は税務課窓口でお受け取りください）に記載して税務課まで提出してください。（eLTAXでの申告も可能です）

廃業した場合なども、「廃業」の旨を記入し、提出をお願いします。

※固定資産税の償却資産申告と、確定申告の経費計上申告は別々に行う必要があります。

《 お問い合わせ 》
税務課 固定資産税班
☎098-998-9593

令和8年度住民税申告・確定申告事務補助員

募集!!

税務課では**令和8年度申告受付業務に係る会計年度任用職員**を**募集**しております。
お気軽にお問い合わせください!

職務内容	・住民税申告及び確定申告の受付業務 ・各種課税資料の確認作業及び整理 など
月給	183,500円 ～ 194,500円
勤務時間	月曜 ～ 金曜 8時30分 ～ 17時15分まで（実働7時間45分）
勤務地	八重瀬町役場 税務課
任用期間	令和8年1月5日 ～ 3月31日
資格要件	・基本的なパソコン操作が可能な方
募集人員	4名
休暇	年次有給休暇あり（任用期間に応じて付与）
加入保険	社会保険・雇用保険・労災保険 ※加入条件を満たす場合に対象となります。

《 お問い合わせ 》
税務課 住民税班（新垣） ☎098-998-9593

固定資産税（3期）納期のお知らせ
ー納期限までに納めましょうー

固定資産税3期の納期限は下記のとおりになります。

口座振替されている方は、前日までに残高のご確認をお願いします。

固定資産税3期	
口座振替日	12月22日（月）
納期限	12月25日（木）

※一度残高不足等で振替されなかった税の再振替はできませんのでご注意ください。

〇納税相談に関するお問い合わせ
税務課（収納班） ☎098-998-2700